

～建物解体工事施工者さまへ～

# 除却届の提出はお済みですか？



市内で次の対象となる建築物の解体工事を施工する場合には、**着工前**に建築指導課へ「**除却届**」の提出が必要です。

## 1 届出の対象となる建物

① 建築物の除却のみの工事を行う場合で、かつ、除却部分の床面積が10㎡を超える建物です。

※減築の場合も対象となります。

※建て替え工事に伴う除却の場合は、「工事届」の第四面に除却の記載をするため「除却届」の提出の必要はありません。

② 都市計画区域内外に関係なく届出をお願いします。

## 2 届出者

除却工事を施工する施工者

## 3 提出先

提出先：静岡市役所 新館5階 建築指導課 管理係

※「除却届」様式はホームページよりダウンロードできます。

静岡市トップページ→[検索画面](#)



控えが必要な方は2部ご持参ください。受付印を押印のうえ1部お返しします。

### ●根拠法令（建築基準法 第15条第1項）

建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合においては、これらの者は、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該建築物又は当該工事に係る部分の床面積の合計が10㎡以内である場合においては、この限りではない。

### 【お問合せ先】

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

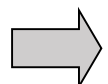
静岡市役所(新館5階)

都市局 建築部 建築指導課

管理係 TEL:054-221-1371

なお、80㎡以上の建築物の除却（解体）を行う場合には、この届出のほかに建設リサイクル法の規定による届出が必要となる場合があります。詳細は、[建築指導課指導係（054-221-1267）](#)へお問合せください。

裏面に記入例がありますので、ご確認ください。



## 【除却届様式 記入例】

第四十一号様式（第八条関係）（A4）

建築基準法第15条第1項の規定による

建築物除却届

（第一面）

提出日 年 月 日

静岡県知事 様

除却工事施工者

郵便番号 ○○○-○○○○

住所 静岡市葵区追手町○番○号

氏名 株式会社 ○○ 代表○○

電話番号 ○○○-○○○○

※受付経由機関記載欄

（第二面） ※除却する建物についてご記入ください。

- 【1. 除却予定期日】 令和○年 ○月 ○日（除却工事を開始する年月日）
- 【2. 除却場所】 静岡市葵区追手町3番地3（地名地番）
- 【3. 主要用途】 (1) 居住専用建築物（ ）  
(2) 居住産業併用建築物（12）（）内は除却届下部に記載の分類表より選択ください。  
(3) 産業専用建築物（ ）
- 【4. 除却原因】 (1) 老朽して危険があるため  
(2) その他
- 【5. 構造】 (1) 木造 (2) その他
- 【6. 建築物の数】 1 （別棟の附属建物がある場合は、その数もご記入ください。）
- 【7. 住宅の戸数】 1 戸（用途が住宅以外の場合は0戸と記入してください。）
- 【8. 建築物の床面積の合計】 200.5 m<sup>2</sup>  
（複数棟ある場合は、床面積の合計を記入してください。床面積は小数点第1位まで記入し、第2位を四捨五入してください。）
- 【9. 建築物の評価額】 5,500 千円  
（除却する建築物の時価等を参考にご記入ください。0円であれば0を記入してください。）

## Q&A

Q .届出はどのように使用されますか？

A. 主に統計作成に使用されます。

国土交通省で「建築物除却統計調査」を作成し、毎月末に公表しています。「建築物災害統計調査」と合わせて、建築物の滅失動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料として活用されます。